

女性に対する暴力をなくす運動期間

パートナーとの関係を見つめ直そう

男女共同参画だより

メッセージ

問い合わせ先
男女共同参画推進課
TEL(36)0048
FAX(36)0270

男女共同参画推進センター「ゆい」
TEL(36)0250
FAX(36)0269

11月12日～同25日は「女性に対する暴力をなくす運動期間」で、同25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。今回は、ドメスティック・バイオレンス(DV)(*)の加害者や被害者の行動や心理を紹介し、あなたも、この期間をきっかけに、パートナーとの関係を見つめ直してみよう。



加害者の特徴

加害者には、自分がDVをしている認識がありません。あくまでも教育や愛情表現と考えている傾向があります。そのことを誰かに指摘されると「自分が否定されている」と感じ、さらに状況悪化を招くことがあります。

加害者の心理パターン

加害者は、家庭内での支配関係を保つために暴力を振るうものです。そこには、「相手は自分に従うべき」「養ってやっ

被害者の特徴

被害者は、「パートナー(配偶者や恋人など)の一時的な感情での暴力で、いづれなくなる」などと考える傾向にあります。

また、「相手を怒らせているのは、自分が悪いから」と錯覚する人も少なくありません。次の項目に思い当たる人はいますか。

- ① 理不尽な理由で怒られているが、自分が謝れば終わると思っている
- ② パートナーに自分の意見・主張がでない
- ③ 狭い空間に一緒にいると不安を感じる
- ④ パートナーが正当性を主張すると納得する
- ⑤ けんかにならないように常に気を遣っている

被害者の2つのケース

被害者は、自分が暴力を受けていることに気が付かないケースがあります。長年生活を共にしている暴力を受けることに慣れ、愛情表現だと受け入れ、次に優しくされると、安心してしまふことがあります。

また、暴力の被害を認識していても、現状の生活から抜けられないケースもあります。加害者から離れたらと思っ

暴力の内容

「両親がいない」「ほかに身寄りがない」などの理由で、被害の環境から抜け出せないこともあります。

暴力の種類	具体例
身体的暴力	殴る、ける、物を投げつける、首を絞めるなど
精神的暴力	大声で怒鳴る、侮辱する、無視する、交友関係や電話の内容を細かくチェックするなど
性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する、ポルノビデオや雑誌を無理やり見せるなど
経済的暴力	生活費を渡さない、仕事に就かせてくれないなど

子どもへの影響

DVは、パートナー2人のことと思われがちですが、子どもも影響を受けています。子ども自身が暴力を受けた、受けなにかかわらず、心に大きな傷を与えることとなります。

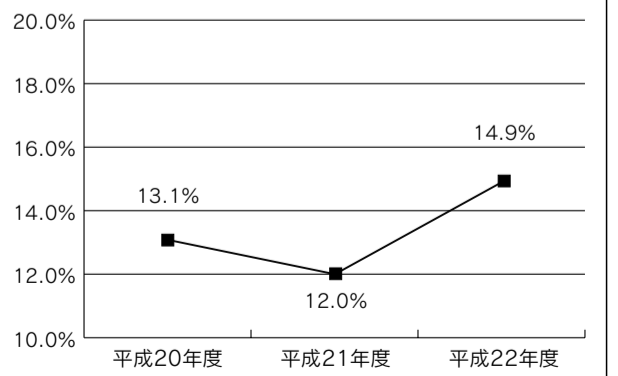
また、親同士のDVを経験した子どもが大人になり、パートナーに暴力をふるってしまう「負の連鎖」を引き起こしてしまふケースも少なくありません。

方針決定過程に女性の参画拡大 女性委員の比率が県内で4年連続1位

表1 審議会などに占める女性委員の比率(県内の上位5自治体)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1位	宗像市 (38.5%)	宗像市 (35.9%)	宗像市 (38.1%)	宗像市 (39.0%)
2位	上毛町 (35.2%)	筑前町 (33.9%)	久留米市 (35.4%)	筑前町 (38.4%)
3位	春日市 (33.9%)	久留米市 (33.5%)	古賀市 (34.5%)	福津市 (37.4%)
4位	北九州市 (32.3%)	古賀市 (32.5%)	福津市志免町 (34.4%)	久留米市 (37.1%)
5位	福津市 (31.9%)	福津市 (32.4%)		古賀市 (34.5%)

グラフ1 市コミュニティ運営協議会に占める女性役員の比率の推移



市では、男女それぞれの視点からの意見がまちづくりに反映できるよう、審議会などに女性を積極的に登用。女性委員の比率は、県内の自治体で4年連続1位です。方針を決定する会議などに女性が参加することは、男女共同参画社会の根幹となる大切なことです(表1参照)。

* 国の発表は毎年11月
また、各地区コミュニティ運営協議会でも、女性役員の参画が進められています(グラフ1参照)。

自分の心を大切に



「いつかは変わっていく」「優しい時もある」などは一緒にいたい言い訳で、「もう暴力は嫌だ」と感じていませんか。自分が間違っているか、悪いのは暴力をふるう、支配しようとする加害者です。加害者を変えることよりも、あなた自身が変わることを簡単なことと

「児童虐待・DV防止講演会」をわたしたちにご参加ください

11月は「児童虐待防止推進月間」です。児童虐待、DV防止のため、わたしたちができることを考えていきましょう。受講無料。

- 日時 11月26日(金) 午後6時30分開場、同7時～同8時30分実施
- 場所 市民活動交流館(メイトム宗像)・多目的ホール
- 講師 高木里美さん(NPO法人福岡ジェンダー研究所)
- 託児 無料(5カ月～就学前)

*11月18日(木)までに要予約

相談情報 誰でも相談できます

*予約は男女共同参画推進センター ☎(36)0250まで

就業相談 *要事前予約 就職についての相談や助言を実施します。 職業あつせんはしていません	毎月 第3水曜日	10:00~12:00
法律相談 *要事前予約 (女性の弁護士が離婚など女性を取り巻く問題の相談を受けます)	毎月 第3火曜日	13:00~16:00
こころと生き方相談 *要事前予約 (家庭や夫婦間での心配ごと相談)	第1~第4 木曜日	13:00~17:00
むなかたホットライン(電話相談) (専門カウンセラーによる心配ごと相談)	毎週水曜日	10:00~17:00

☎093(561)5737